

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案（仮称）」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則案（仮称）」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成24年4月27日から同年5月26日までの間、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案（仮称）」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則案（仮称）」に対する意見の募集を行ったところ、5件の御意見を頂きました。

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

- (1) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案（仮称）
- (2) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則案（仮称）

2 命令等の案を公示した日

平成24年4月27日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理又は要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今般立案した命令等の内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 5件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム 4件

電子メール 1件

F A X 0件

郵 送 0件

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案（仮称）」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則案（仮称）」に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 許可申請書等の添付書類の変更について

この項目に対して、

添付書類を「外国人登録証明書の写し」から「国籍等が記載された住民票の写し」に改正しようとしているものについて、国籍等の記載だけでなく、在留情報（在留資格、在留期間等）の記載も併せて求めるべきではないか。

住民票に記載される「国籍等」は、在留カードや特別永住者証明書に記載される内容が基になっているため、在留カードや特別永住者証明書のコピーも認めてもよいのではないか。

新たな在留管理制度の対象外となる「3月以下の在留期間が決定された者」、「短期滞在の在留資格が決定された者」等については住民票が作成されないことから、許可申請等の添付書類である住民票の写しが提出できず、申請ができなくなるのではないか。

といった御意見がありました。

1点目について、添付書類として「国籍等が記載された住民票の写し」を求めることとするものについては、欠格要件に該当するか否かを確認するに当たり、申請者等の個人の特性を正確に行うために求めるものであり、在留資格、在留期間等の情報については必要がないことから、当該情報の記載については求めないこととしています。

2点目について、書類の信頼性の観点から官公庁から発行される書類を添付書類とする必要があることから、在留カードや特別永住者証明書のコピーについては添付書類として認めないこととしています。

3点目について、「3月以下の在留期間が決定された者」、「短期滞在の在留資格が決定された者」等の住民票の写しが取得できない方が許可申請等を行うことは基本的に想定していません。

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の改正について

この項目に対して、

第21条の確認書類について、外国人住民の住民票の写しについても規定するべきではないか。また、現在の外国人登録証明書について、平成24年7月9日以後も一定の期間は在留カードや特別永住者証明書とみなした方がよいのではないか。

といった御意見がありました。

本規定については、人身取引防止の観点から、外国人については顔写真が貼付された身分証明書を用いることとしているため、住民票の写しは規定しないこととしています。また、平成24年7月9日以後、在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けておらず、市町村における手続において外国人登録証明書を使用されている外国人の方も想定されることから、このような方については、一定の期間廃止前の外国人登録法に基づいて交付された外国人登録証明書による確認を認める経過措置を設けることとしています。